

鎌倉市海の家のイベント開催に関する審査会規約（案）

（設置及び目的）

第1条 この規約は、「海の家の営業に関するルール」3-(3)に基づき、海の家において開催される全てのイベントについて、その内容が「海の家の営業に関するルール」に適合し、かつ鎌倉の海と調和し、新たな文化の創造・発信に寄与するイベントとして承認するかどうかの判断を行うため、鎌倉市海の家のイベント開催に関する審査会（以下「イベント審査会」という。）を設置し、その運営に必要な事項について定める。

（組織）

第2条 イベント審査会は次の委員で組織する。

- (1) 鎌倉市海浜組合連合会役員
- (2) 海水浴場に隣接する自治会・町内会の代表者
- (3) 鎌倉市の海水浴場事務を所管する課等の所属長
- (4) その他審査会の運営に必要な者

（会長）

第3条 イベント審査会に会長をおく。会長は鎌倉市海浜組合連合会会長をもって充てる。

- 2 会長は、イベント審査会を招集し、その議長となる。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定する者が、その職務を代理する。

（申請）

第4条 イベントを開催しようとする海の家は、イベント開催日の40日前かつイベント審査会開催日の20日前までにイベント開催計画書（第1号様式。以下「計画書」という。）を鎌倉市海浜組合連合会役員（以下「役員」という。）に提出しなければならない。

2 前項の計画書の提出を受けた役員は、組合ごとに取りまとめたうえで、会長にその写しを送付し、イベント審査会の開催を依頼しなければならない。

（審査）

第5条 イベント審査会は、計画書の次の各号について審査する。

- (1) 騒音対策
- (2) 風紀対策
- (3) 安全対策
- (4) 鎌倉らしさ（鎌倉の海の歴史・文化・立地条件との整合性）
- (5) その他イベントの開催の承認に必要な事項

2 自治会・町内会の代表者は、当該自治会・町内会が接する海水浴場におけるイベントについて委員として審査する。

3 イベント審査会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

4 開催の承認は、委員全員の賛成をもって決することとする。

(報告)

第6条 会長は、イベント審査会において開催を承認したイベントについて、計画書（第1号様式）及びイベント審査会評価表（第2号様式）の写しを、速やかに鎌倉市及び神奈川県へ提出する。

(守秘義務)

第7条 委員は、イベント審査会の参加により知りえた情報を他に漏らしてはならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年 4月 1日から施行する。